

証券コード:8595

JAFCO

起業家のいちばん近くに

第50回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2022年6月21日 (火) 午前10時

場 所 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締
役及び社外取締役を除く。）に
対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件

ジャフコグループ株式会社

目 次

招集ご通知	3	計算書類等	46
株主総会参考書類	8	監査報告	52
事業報告	20	各種ご案内	58

表紙 コーポレートロゴ / ブランドスローガン

コーポレートロゴには、起業家の志を理解し、深く共感することでその事業の実現を目指していく想いや、ともに困難に立ち向かい、乗り越えるための覚悟を表現しています。また、ブランドスローガンとして「起業家のいちばん近くに」を掲げ、起業家に寄り添い貢献していくという企業姿勢を表現した「& JAFCO」というコンセプトワードとともに当社の想いや姿勢を伝えてまいります。

Our Mission / Identity

-Mission-

新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く

当社は創業以来、様々な革新的製品やサービスを起業家と生み出してきました。世の中に必要とされる新事業の創造にコミットすることで、ステークホルダーの皆様とともに新しい時代を切り開くことが当社のミッションです。

-Identity-

CO-FOUNDER

事業の立ち上げ局面では、「CO-FOUNDER≒共同創業者」であることが求められます。当社が創業来蓄積してきた精神や知識、経験を継承・発展させ、一人ひとりが「CO-FOUNDER」として活躍できる組織を目指します。



変化を捉え、持続可能な未来の実現に向け、
起業家とともに挑戦を続けます。

ジャフコグループ株式会社

取締役社長 三好啓介

株式市場は米国テック株を中心に昨年末から大幅に調整し、低調に推移しています。その後のウクライナ危機による一段の原油高騰やインフレ急進など、先行きの不透明感は今以上に強くなっています。国内でも大型IPOの延期やIPO規模の縮小が相次いでいます。

一方で、ウィズコロナという新しい生活様式は「デジタル化」を更に加速させています。社会課題に対して新しい解決策を導き出そうとする「優れた起業家」も増加し続けています。金融緩和による資金余剰が導いた未上場株式投資資金の拡大も、「産業の再構築」に向けて方向感を大きく変えることはないでしょう。それは世界が直面する切迫した課題と人の価値観の変化に起因しているからです。

当社の取り組むベンチャー投資とバイアウト投資は、ステークホルダーとともに、事業の先にある未来を創り上げる長期の共同事業です。起業家と真摯に向き合い、社会課題を解決する企業に投資し、その成長にコミットする当社は、ESG投資の本質を実践しています。

当事業年度は、国内投資でエポックメイキングな大型IPOが実現しました。パートナーシップモデルのもとで設立した国内基幹ファンドのSV6シリーズは、堅調な投資進捗となっています。アジアにおいてはJAS-8ファンドを組成し、投資活動を加速させています。こうした成果を株主の皆様へ還元するため、前事業年度に発表した方針に従い、2021年6月までに総額350億円の自己株式取得を完了し、あわせて保有する自己株式の一部を売却しました。2021年10月からはさらに150億円の自己株式取得を行い、また資本政策の観点から株式分割を実施しました。

真に価値あるものに大胆にリスクを取って投資する。投資先1社1社に経営関与し、起業家とともに事業を創り上げる。厳しい環境下では、投資先の企業価値の劣化を防ぎつつ、将来の成長を目指す。この投資方針に変更はありません。それこそが不確実な世界において、大きな社会的インパクトとハイリターンを生み出す根幹だと確信しています。

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

ジャフコグループ株式会社

取締役社長 三好啓介

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面（郵送）またはインターネット等による議決権の行使を推奨申し上げます。

当社の総会当日における感染防止策及び株主様へのお願いにつきましては、5頁をご覧ください。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次のいずれかの方法によって、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 日本橋室町野村ビル（YUITO）
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権行使の取り扱いについて

議決権行使書の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。

また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には掲載しておりません。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

なお、上記の事項は、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

◎本株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/>

当社第50回定時株主総会開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のとおりご案内申し上げます。ご来場を予定される株主様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・ **感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面（郵送）またはインターネット等による議決権の行使を推奨申し上げます。**
- ・ ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・ 感染拡大防止のため、総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日の入場者数を制限させていただく場合もございます。
- ・ 感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その他、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。当日ご来場いただく場合は、事前にご確認くださいようお願いいたします。

当社ウェブサイト <https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/>

〈当日の感染防止策〉

- ・ 役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンライン等による出席とさせていただく可能性がございます。
- ・ 株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・ お飲み物の提供は取りやめさせていただきます。

以 上



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月21日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

議決権の数	議決権の数

基本日現在の所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本
○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

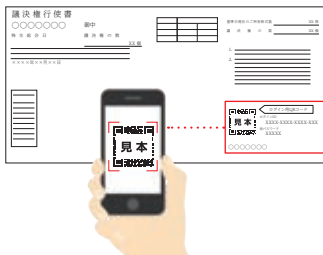
書面（郵送）及び電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権行使をされた場合は、電磁的方法による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部を以下に記載の変更案のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知を、書面のほか電磁的方法でも行うことができるように、当該内容を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="157 182 762 243"><u>ことにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="420 285 511 311">(新 設)</p> <p data-bbox="172 563 408 589">(議決権の不統一行使)</p> <p data-bbox="157 598 762 689">第18条 株主が他人のために株式を有するものであるときは、その有する議決権を統一しないで行使することができる。</p> <p data-bbox="157 700 762 790">2. 前項の場合には、株主は統一しないで行使をする旨とその理由を、株主総会の日の3日前までに書面をもって提出しなければならない。</p> <p data-bbox="420 837 511 863">(新 設)</p>	<p data-bbox="798 252 988 278"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="783 285 1392 379">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="783 390 1392 518">2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="798 563 1034 589">(議決権の不統一行使)</p> <p data-bbox="783 598 1064 624">第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="783 700 1392 790">2. 前項の場合には、株主は統一しないで行使をする旨とその理由を、株主総会の日の3日前までに書面または電磁的方法をもって提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1044 837 1124 863"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="783 873 1392 1070">1. 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「<u>施行日</u>」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="783 1081 1392 1209">2. 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="783 1220 1392 1315">3. 本附則は、<u>施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、指名・報酬委員会において審議しております。

取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

取締役の選任について、独立社外取締役4名全員及び取締役社長で構成される指名・報酬委員会での審議を踏まえ、監査等委員会において検討いたしました。その結果、監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役会の構成や業務執行体制、各候補者の専門知識、経験や実績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とするに異論はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	属性	取締役会 出席状況
1	ふうき しんいち 豊貴 伸一	取締役会長	再任	13/13回 (100%)
2	みよし けいすけ 三好 啓介	取締役社長（代表取締役） 投資担当、パートナー	再任	13/13回 (100%)

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

ふう き しん いち
豊 貴 伸 一

生年月日 1961年11月1日

所有する当社株式の数 49,774株

取締役会の出席状況 13回/13回(100%)



再任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2003年 6月 当社 取締役 第二投資グループ、関西支社兼企画総務担当
 2005年 2月 当社 常務取締役 資金兼第二投資、関西支社、VA3部担当
 2007年 3月 当社 専務取締役 資金兼事業投資、関西支社、VA3部担当
 2010年 1月 当社 取締役社長（代表取締役）
 2022年 4月 当社 取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社入社後、未上場企業投資に一貫して携わり、投資及びファンド等の当社の業務執行全般を統括してまいりました。2010年1月より2022年3月まで取締役社長（代表取締役）として、また2022年4月より取締役会長として、これまでの豊富な経験や識見を活かし、取締役会における意思決定及び監督機能の実効性を高めてまいりました。こうした実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として業務執行と監督にあたるのがふさわしいと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

み よし けい すけ
三 好 啓 介

生年月日 1969年9月18日

所有する当社株式の数 18,307株

取締役会の出席状況 13回/13回(100%)



再任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 当社入社
 2011年 8月 当社 第二投資運用本部長
 2013年 4月 当社 執行役員 投資担当
 2015年 6月 当社 取締役 投資担当
 2018年 3月 当社 取締役 投資担当、パートナー
 2022年 4月 当社 取締役社長（代表取締役）投資担当、パートナー（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社入社後、未上場企業投資業務に携わり、国内ベンチャー投資部門の担当役員を務めてまいりました。また、投資の重要な意思決定を行うパートナーの一人であります。加えて、2022年4月に取締役社長（代表取締役）に就任し、当社の業務執行全般を統括しております。こうした国内投資業務の豊富な経験、専門知識及び実績等を踏まえ、引き続き当社の取締役として業務執行と監督にあたるのがふさわしいと判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者三好啓介は、SV6ファンドの共同無限責任組合員であるSV6/パートナー有限責任事業組合（以下「パートナーLLP」）に他のパートナー及び当社とともに組合員として参加し、パートナーLLPを通じてSV6ファンドへのパートナー出資を行っています。当社は同氏に対し当該パートナー出資に係る資金の貸付を行っています。詳細は「第50回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」のうち計算書類の個別注記表「9.関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。なお、当社は2023年3月期において新しい基幹ファンドの設立を計画しておりますが、かかる新ファンドが設立された場合は、三好啓介は当該ファンドについても上記と同様のパートナー出資を行うとともに、当社は同氏に対し当該パートナー出資に係る資金の貸付を行うことを予定しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は各候補者と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員（自身に関する契約を除く。）が賛成することを条件としております。また、各候補者の再任が承認された場合は、当社は各候補者との当該補償契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は当該保険契約を任期中中に現行の契約と同程度の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

当社の取締役の経験と専門性について

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、取締役候補者の選定の方針及び手続きにつき、以下のとおり定めております。

- ・ CEOを含む取締役及び執行役員の人事については、指名・報酬委員会において審議した上で、取締役会で決定します。
- ・ すべての取締役（監査等委員である取締役を除く）は、毎年、株主総会での選任の対象となります。監査等委員会は、取締役の選解任について、必要と判断する場合には株主総会において意見を表明します。
- ・ 取締役候補者には、取締役会の業務執行と監督機能が十分に発揮されるよう、取締役としての実務能力、経験、専門知識及び識見を有する人材を選定します。その際、ふさわしい人材であればジェンダーや国籍等にかかわらず多様性ある人材を積極的に選定します。
- ・ 独立社外取締役の候補者には、企業経営や専門分野での豊富な経験と識見を有し、独立社外取締役の役割・責務を果たすことが期待される人材を選定します。また「社外取締役の独立性に関する基準」に従います。

当社取締役会の構成員として取締役に求められる経験と専門性、及び本株主総会で選任された後、各取締役が有する経験と専門性については下表のとおりです。

取締役	経験、専門性	専 門 性 (※)								
		企業経営	投資業務	ファンド募集・運用	海外業務	人事・労務	財務・会計	法務・コンプライアンス	金 融	学術研究・教育
豊貴 伸一		●	●	●	●	●	●	●	●	
三好 啓介		●	●	●		●	●	●	●	
田村 茂 (独立社外)		●	●		●	●			●	
田波 耕治 (独立社外)		●			●			●	●	
秋葉 賢一 (独立社外)							●		●	●
梶原 慶枝 (独立社外)		●				●	●			

※上表「専門性」の表記について

取締役 豊貴伸一、三好啓介の2名については、これまでのベンチャー投資業務を通じて、未上場企業における経営陣の人材採用、経営数値の把握と分析、法務、資金調達等に関与しております。そのため、当該専門性に係る関連部署での業務経験がない場合であっても、人事・労務、財務・会計、法務等の専門性を有していると判断しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月16日開催の第43回定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する株式報酬制度を導入することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額300百万円以内といたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はございません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の「取締役等の報酬等の決定に関する方針」（なお、当該方針の内容の概要は当社の第50期事業報告38頁に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

本議案で提案されている譲渡制限付株式の付与を含む取締役の報酬等（本意見において以下「取締役の報酬等」という。）について、当社の「取締役等の報酬等の決定に関する方針」ならびに独立社外取締役4名全員及び取締役社長で構成される指名・報酬委員会での審議を踏まえ、監査等委員会において議論を行いました。その結果、監査等委員会は、報酬等の算出の公正性、その水準と取締役の役割・職責とのバランス、当社業績との連動性、制度の内容や条件等を勘案し、取締役の報酬等は相当であるとの結論に至りました。

なお、本議案を原案どおりにご承認いただいた場合、当社の執行役員及び当社主要子会社であるJAFCO Investment (Asia Pacific) LtdのCEOに対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得

当社は、上記(2)の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、対象取締役が役務提供期間の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。加えて、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令、社内規程または本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合その他の本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

第3号議案が原案どおり承認可決された場合には、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」を以下のように変更する予定です。

取締役等の報酬等の決定に関する方針（変更後）

当社は、取締役、執行役員及びパートナー（以下「取締役等」といいます。）の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」を決定しています。

（基本的な考え方）

- ・当社のミッションである「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」の実現に向けた優秀な人材の確保・維持と動機付けに資する金額水準や設計であること。
- ・短期業績に加え、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること。
- ・未上場企業への投資ファンドを運用する投資会社という特性を踏まえ、業務を執行する取締役等の報酬には当社ファンドの運用成果も反映させること。
- ・ステークホルダーの信頼を得られるよう、透明性のある、公正かつ合理的な設計であり、透明性のある適切なプロセスで決定されること。
- ・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みがあること。

（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。さらに、当社の中長期的な企業価値向上を図る観点から、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）には株式関連報酬を支給します。

これらの報酬の水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・バイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額及び運用結果としての会社業績ならびに株主価値を反映させ、優秀な人材を確保するのにふさわしいものにします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額は年額600百万円以内です。（2015年6月16日開催の第43回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名。）

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し株式関連報酬として譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額は年額300百万円以内、譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内です。（2022年6月21日開催の第50回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名。）

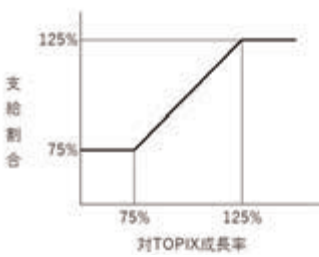
(金銭報酬の概要)

基本報酬 (固定)	毎月支払う定額の金銭報酬であり、役職ごとの役割の大きさや責任範囲及び在職年数等により決定します。
基本報酬 (業績連動)	毎月支払う金銭報酬であり、短期業績を反映し、直前期の利益水準（キャピタルゲイン、投資損失引当金繰入額（純額）、経常利益など）及びその内容を過去の実績と比較したうえで、原則として年1回、取締役会において5段階評価で決定いたします。基本報酬のうち業績に連動する部分の標準的な割合は概ね20%であり、当該部分が上記5段階評価により±30%の範囲で変動します。
臨時報酬 (業績連動)	経常利益及び基礎収支（管理報酬から販管費を差し引いた額）のほか、含み益、中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況ならびにファンド総額を前年と比較し、役職ごとの報酬水準の対前年比増減率を取締役会で決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責及び貢献度等も踏まえて取締役会で決定し、年1回支払います。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

(株式関連報酬の概要)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給します。

譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりです。

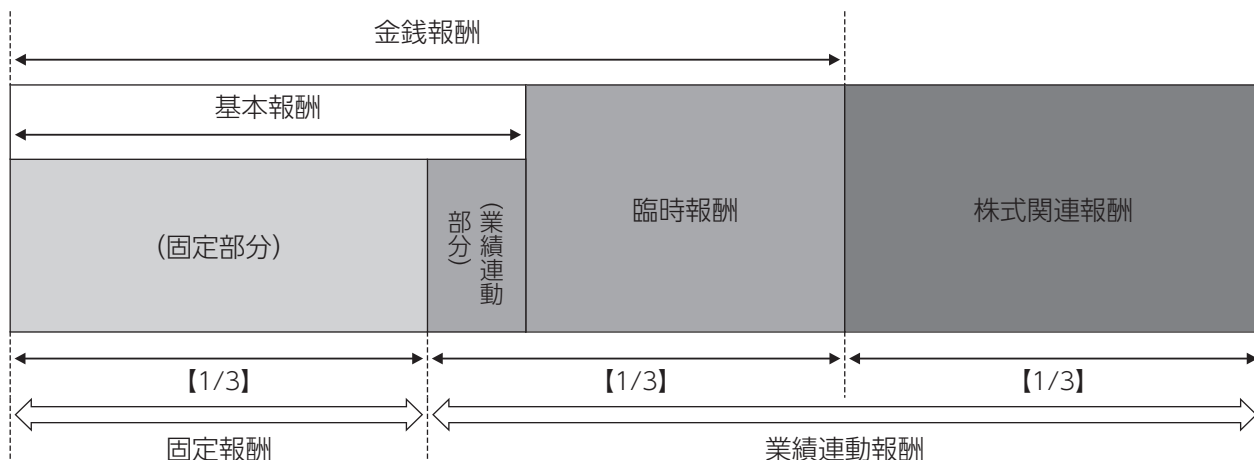
譲渡制限付株式の付与	<p>対象取締役の役位等に応じた基準額をもとに、付与に先立つ一定期間の当社株価成長率とTOPIX（東証株価指数）成長率との比較等も踏まえて当社の取締役会が決定する金額に相当する譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を付与する。</p>
	<p>基準額に対する支給割合の考え方</p>  <p>株式報酬額 = 基準額 × 支給割合 = 基準額 × 対TOPIX成長率</p> $\text{対TOPIX成長率} = \frac{(A+B) \div C}{D \div E}$ <p>A 割当決議日の属する月の直前3か月の当社普通株式の終値平均値 B 前事業年度に係る1株当たり配当金 C 割当決議日の1年前の日の属する月の直前3か月の当社普通株式の終値平均値 D 割当決議日の属する月の直前3か月のTOPIXの終値平均値 E 割当決議日の1年前の日の属する月の直前3か月のTOPIXの終値平均値</p> <p>なお、対象取締役に付与する本割当株式の数は、2022年6月21日開催の第50回定時株主総会で承認された株式数の上限である年300,000株以内とする。</p>

譲渡制限期間	<p>割当日から当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職するまで。</p> <p>ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。</p>
譲渡制限の解除	<p>(1) 対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合、または、②対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。</p> <p>(2) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。</p>
無償取得事由	<p>(1) 当社は、上記「譲渡制限の解除」の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。</p> <p>(2) 対象取締役が役務提供期間の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。</p> <p>(3) 対象取締役が、譲渡制限期間中に法令、社内規程または譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合その他の本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。</p>

取締役の報酬総額のうち、金銭報酬の業績連動部分（基本報酬の業績連動部分及び臨時報酬の合計額）及び株式関連報酬が占める標準的な割合は、それぞれ概ね3分の1程度です。

なお、株式関連報酬の導入にあたっては、その導入前の金銭報酬の支給水準を見直して一部削減したうえで、上記の割合を目安として譲渡制限付株式報酬を支給することにします。

この結果、取締役の報酬総額における固定報酬と業績連動報酬（金銭報酬の業績連動部分及び株式関連報酬）の割合は概ね「1：2」となります。



(注) 【】内の割合は概数です。

(監査等委員である取締役の報酬)

監査等委員である取締役の報酬限度額は年額300百万円以内です。(2015年6月16日開催の第43回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。)

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬及び株式関連報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。

当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

(執行役員及びパートナーの報酬)

執行役員及びパートナーの報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬と同様に、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

執行役員及びパートナーの金銭報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。金銭報酬のうち臨時報酬は当社業績及びファンドパフォーマンスを勘案し、貢献度等も踏まえて金額を決定します。

また、執行役員には株式関連報酬として、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)と同様の内容の譲渡制限付株式報酬を支給します。

以上

(提供書面) 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当社グループについて

①当社を取り巻く環境

世界中で感染拡大した新型コロナウイルスは、当事業年度においても、新たな変異株の感染が拡大しました。さらに、昨年末以降は、地政学リスクの顕在化や、原油価格の一段高、米国の金融政策の変化など、当社を取り巻く経営環境の不透明感は一層強くなっています。

一方で、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新しいビジネスや、非対面・非接触・遠隔といったキーワードにつながる事業、DX化による効率化を推進する事業などの投資先の強い追い風にもなっています。

世界的な規模で産業構造の大転換をもたらす「デジタル革命」は、既存産業の仕組みを根本から変え、新たな産業が生まれています。日本でも有望なスタートアップが本格的に出現し、次世代を担う若い起業家が台頭しています。ベンチャーキャピタルの投資ステージも、シードやアーリーステージが大きな割合を占めています。

②当社の事業・ビジネスモデル

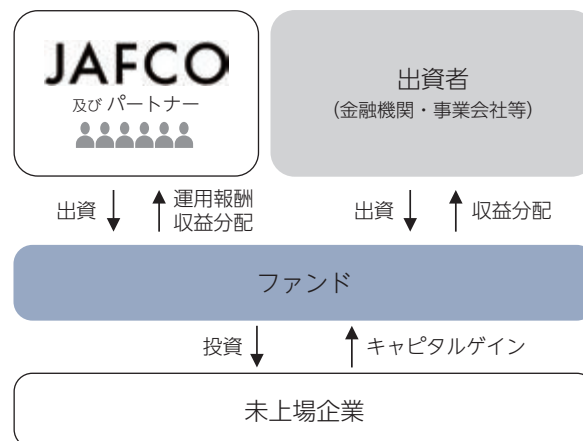
当社は創業以来、時代をリードする起業家とともに歩んできました。当社には、経験を積み重ねてきた多くのベンチャーキャピタリストに加え、企業成長を促進するための豊富なリソースとネットワークの蓄積があります。単なる投資家としてではなく、「CO-FOUNDER」として、事業の構想段階から経営に関与します。起業家とともに事業の成長にコミットし、企業価値を高めていきます。

2018年からパートナーシップモデルを導入し、トップキャピタリストとしてファンドの運用責任を負うパートナーを中心としたフラットな組織作りを行っています。

直近ファンドのSV6ではパートナーと従業員が当社とともに出資しており、個人としても運用リスクを負いながら、ファンドパフォーマンスと個人の貢献に連動した成果報酬を享受していきます。従来からの当社の強みである組織力にも磨きをかけており、投資先への経営関与を通じて、ファンドパフォーマンスの一段の向上を目指します。

当社の事業は、ファンド運用を通じたベンチャー投資とバイアウト投資です。当社の主な収益源は、ファンドからの運用報酬である管理報酬及び成功報酬と、ファンドへの直接出資に対するキャピタルゲインです。

ファンドの運用期間は原則10年、加えて通常2年の延長期間を設定しています。新規設立したファンドは運用開始から3年前後を目途に新規投資を積み上げ、ポートフォリオを構築します。設立のタイミングや景況感にかかわらず、コンスタントに有望企業の開拓と投資を行っていくことが、安定的にパフォーマンスをあげることに繋がると考えています。投資後は経営関与を高め、起業家とともに企業価値の向上を図り、新規上場（IPO）やM&A等によるEXIT（売却）を目指します。



③投資活動におけるサステナビリティとESG

当社の投資活動の本質は、ESG投資の考え方に強く合致しています。

投資活動の最初の段階となる有望企業の発掘では、E(environment=環境)やS(social=社会)、SDGsの側面からのリスクや社会のニーズを加えて事業ポテンシャルの評価を行なっています。その評価をもとに、サステナブルな成長実現のための課題についても、投資候補先企業の経営陣と議論し、投資実行の判断をしています。

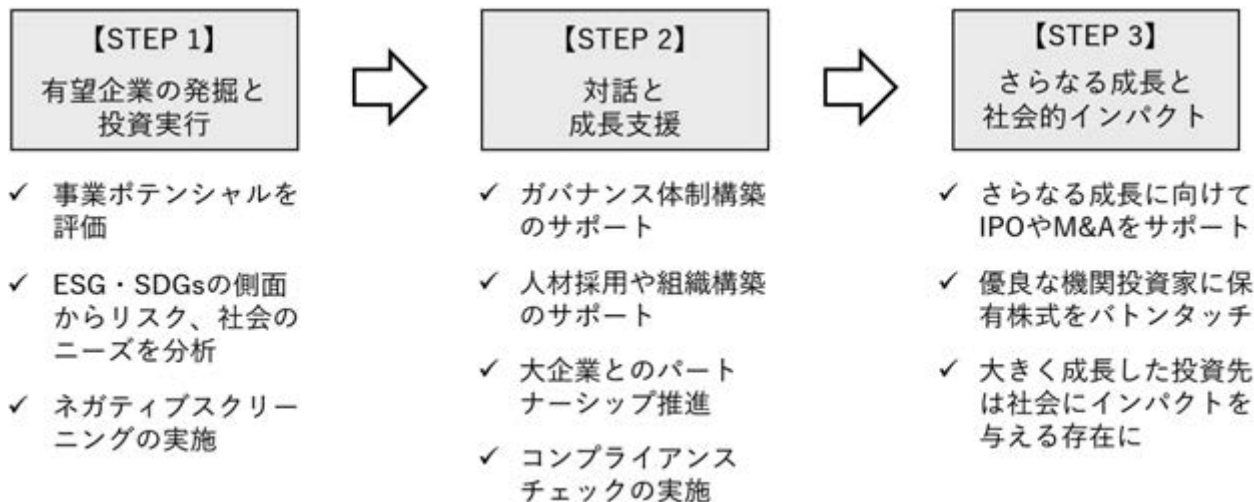
当事業年度において、主にE(environment=環境)の観点では、カーボンニュートラル社会の実現に向け、核融合エネルギーの実用化につながる先端技術の研究開発を行っている会社に投資を行いました。S(social=社会)の観点では、共働きの世帯向けの手作り料理配達サービスの会社に投資しました。女性の家

事負担の軽減と社会進出を後押しし、豊かな生活をもたらすサービスの実現を目指しています。

投資活動の次の段階は、対話による課題解決と経営関与による成長支援です。事業進捗の状況把握に加え、投資先の資金管理や法令順守状況を定期的に確認しています。投資先の事業の立ち上げは最優先としつつも、管理体制の整備を並行して進めることが重要です。経営陣とは対話を通じて課題を共有し、その解決を図っています。また、成長の段階に応じて、人材採用を含め、営業体制、開発体制、管理体制の構築をサポートします。投資先のG (governance=内部管理) 構築は、経営陣に伴走しながら支援します。

こうした取り組みを通じ、将来的に大きな社会的インパクトを生み出す企業を輩出し、サステナビリティの実現に貢献しています。

(ご参考)



(ご参考) JAFCOとSDGs

当社は今日まで4000社を超える未上場企業に投資し、1000社超のIPOをサポート、様々な地域と業界のリーディングカンパニーを多数輩出してきました。その中には事業内容そのものがSDGsのゴールに合致した会社や、IPOを経て日本を代表する企業となり、社会的な責任を果たすべく現在SDGsに積極的に取り組んでいる企業も多く含まれています。

当社は今後も投資活動を通じて、SDGsのゴール達成に貢献していきます。

SDGsの各ゴールに関連する国内投資先（未上場）の一例



④運用ファンド

運用中ファンドのコミットメント総額（総出資約束金額）は3,323億円です。ファンド募集においては、投資対象マーケットの動向や当社の投資能力を勘案し、1社当たりの投資金額及び投資社数を想定の上、ファンドサイズを決めています。将来のファンドサイズの拡大に備え、また出資の継続性を高めるため、機関投資家を中心に平均出資額の増加を推進しています。2019年6月に設立したSV6ファンドは、従前のファンドとの比較で、出資者数を半数程度に抑えながら、外部出資額を増加させることができました。

また、パートナーシップモデルの導入に伴い投資対象及び運営体制を変更しました。その前のSV5ファンドまでは、コミットメント総額の3割～4割程度をアジア及び米国ファンドに出資していましたが、SV6ファンドでは、国内チームのベンチャー投資、バイアウト投資のみを組入れることとしました。パートナー個人もファンドの運営に関わり、当社と共同して責任を負う体制となりました。

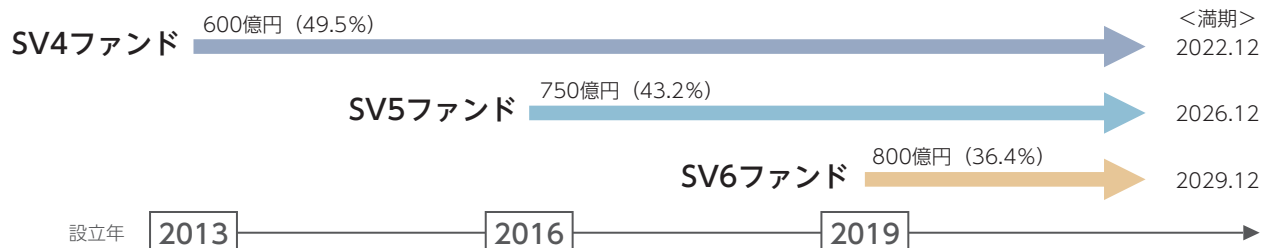
なお、2023年3月期には新しい国内基幹ファンドの設立も予定しています。

米国ファンド、アジアファンドには、当社の自己資金を引き続き出資していくほか、パフォーマンス実績が伴ってきたことにより、それぞれ外部出資の獲得に力を入れファンドサイズの拡大を図っております。

当社はベンチャーキャピタルファンドの先駆者として、以下に掲げる三つの運用姿勢をもとに、規律と透明性を守り抜いていきます。投資先の成長とファンドパフォーマンスを純粋に追求することが、ファンドの出資者と当社の利益に資するものと確信しています。

- 特定分野に特化したファンドはつくりません
- 特定出資者のためのファンドはつくりません
- ファンド運用以外の事業はやりません

運用中の基幹ファンド



() 内は当社出資比率

⑤投資の体制と戦略

当社は日本、アジア、米国の投資チームが、それぞれの投資戦略に基づき独自のファンドを運用しています。各地域に深く根差した投資チームが、投資候補先の発掘から投資判断・実行、投資後のサポートまでを一貫して行っています。日本、アジア、米国の三拠点で投資を行うことで、地域的なリスク分散を図っています。国内では、スタートアップへの投資と、事業承継やスピナウト等のバイアウト投資に特化しています。海外では、中国やアジアの有望地域、米国のシリコンバレーを中心に有力なスタートアップに投資をしています。

国内ベンチャー投資では有望企業を厳選し、一社当たりの投資金額と保有シェアを高め、投資先への経営関与を強化しています。単なる投資家としてではなく、「CO-FOUNDER」の気概を持って、事業の構想段階から経営に関与します。起業家とともに事業の成長にコミットし、企業価値を高めていきます。

年間の新規投資社数は25社前後、新規投資時の平均保有シェアは15%前後、一社当たりの新規投資額は4億円前後になっています。メガベンチャー、ゲームチェンジャーと呼ばれるような有望スタートアップでは、一回の資金調達額が数十億円を超えるケースも出てきています。バイアウト投資では中小型の案件（株式価値で10～50億円程度）を対象に投資を行っています。ベンチャー投資で培った知見を活かし、最先端のテクノロジーを活用した投資先の事業変革や成長支援を強みとしています。

2021年9月に中部・関西・九州の3支社を西日本支社として統合いたしました。統合後も引き続きこれらの地域において、有望スタートアップへの投資活動を行っていきます。

米国では、トップティアVCとの良好な関係を構築し、Icon Venturesの名称で、シリコンバレーを中心に有

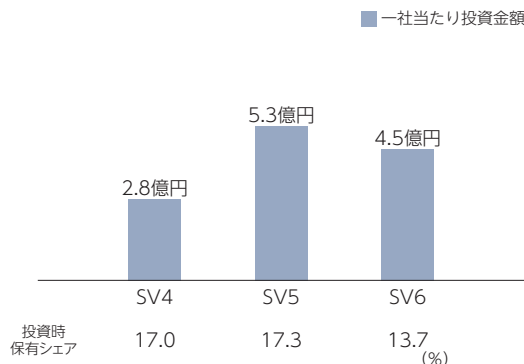
力なスタートアップに投資をしています。アジアでは、日系VCの先駆者として有する30年以上の経験を活かし、中国、台湾、インド、東南アジア等の成長地域への投資を行っています。

グローバル投資体制（ファンド含む）

JAFCO グローバル 未上場投資残高 1,853億円/236社		
日本	アジア	米国
1,102億円/151社 ベンチャー 137社 バイアウト 14社 ベンチャー 35名 バイアウト 16名 BDチーム 13名	248億円/54社 投資チーム10名 BDチーム 2名	503億円/31社 投資チーム 6名 ベンチャーパートナー 2名 BDチーム 2名

- (注) ・未上場投資残高（取得コストベース）は2022年3月末現在
 ・為替レート：2022年3月末 1USDドル=122.39円
 ・人員数は2022年4月1日現在
 ・BDはビジネスディベロップメントの略
 ・日本のベンチャー投資部門が担当する海外投資先は日本に含めています。

初回投資金額と保有シェアの推移（2022年3月31日現在）



(注) 国内ベンチャー投資のみ。

⑥投資先の事業支援とガバナンス構築（国内投資）

スタートアップを成功させるには、事業の立ち上げスピードが何よりも重要です。投資担当者は、投資先の重要会議に参加するほか、日常的に経営者とコンタクトし、経営課題に向き合っています。

当社のビジネスディベロップメント部門では、人材採用、マーケティング・セールス、バックオフィスの構築支援など、各分野に精通するプロフェッショナルが、ベンチャーキャピタリストとチームを組み、投資先の価値向上に取り組んでいます。十分なリソースをもたないスタートアップが、最小限の負担で効率よく事業を立ち上げるためのメニューを無償で提供しています。

当社には、長年培ってきた豊富なリソースとネットワークの蓄積があります。近年では新事業開発を推進する大企業とのネットワークを急拡大させています。こうした大企業が持つ知見を活かしながら、投資先の業容拡大に繋げることができるよう、大企業と投資先との連携を強化しています。

投資先の支援体制



投資先が持続的に事業を成長させ、上場会社として認められる存在になるためには、内部管理体制の構築も重要なテーマです。数名規模の立ち上げ段階の会社が、数億円規模の調達を行うことは珍しくなく、当社で資金管理をサポートし、成長に合わせた人材採用も支援しています。上場準備にあたっては、監査法人、証券代行、主幹事証券会社の選定にあたってのアドバイスをを行い、社内規程の整備や上場申請書類の作成をサポートします。

⑦役員の異動

2022年4月1日付で取締役社長（代表取締役）の異動を行いました。三好取締役社長による新体制のもと、全社一丸となって業務に邁進してまいります。なお、渋澤常務取締役は、2022年3月末付で当社取締役を退任し、当社アジア子会社であるJAFCO Investment (Asia Pacific) LtdのPresident & CEOとして、アジア地域における投資活動に専念し、当社グループの投資体制の強化を図ってまいります。

(2) 事業の経過及び成果

① 経営環境の変化と投資先への影響

米国の金融政策の変化に加え、地政学リスク、原油の一段高などを背景に、株式市場は大幅な調整局面を迎え、不透明感が増しています。国内IPO市場においても上場の延期や規模縮小等が相次いでおり、未上場株式市場への影響も注視していく必要があります。こうした中で、投資先の業績や資金調達に与える影響は予断を許さない状況と認識しています。

② 当期の主な業績及びキャピタルゲインの状況

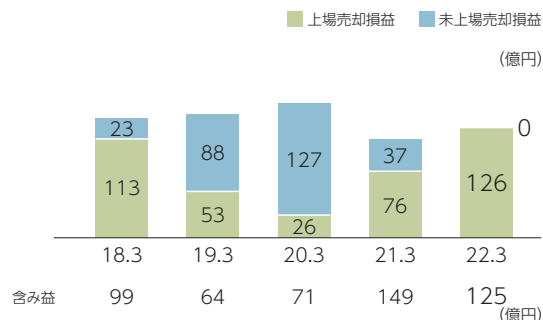
(億円)

	21.3期	22.3期	増減
売上高	215	277	28.7%
経常利益	117	184	56.8%
当期純利益	385	151	△60.8%

当事業年度の業績は、売上高、経常利益ともに前期を上回っています。当期純利益は、前期計上した投資有価証券売却益が減少したことにより、前期実績を下回りました。キャピタルゲインは上場、未上場株をあわせて126億円（前期113億円）と前期を上回る水準となりました。2021年4月ビジョナルが上場し、キャピタルゲインに大きく貢献しました。

高水準のファンドパフォーマンスを長期にわたって継続していくことが、当社の経営における最大のテーマです。今後もIPOの数にこだわることなく、大きなキャピタルゲインを伴うIPOやM&A等のEXITを追求していきます。各年度の業績は、大型のEXITの実現数により大きく変動するものの、運用中の各ファンドのパフォーマンスを継続的に高めていくことが、当社の長期的な好業績につながっていきます。

キャピタルゲイン（当社持分のみ）

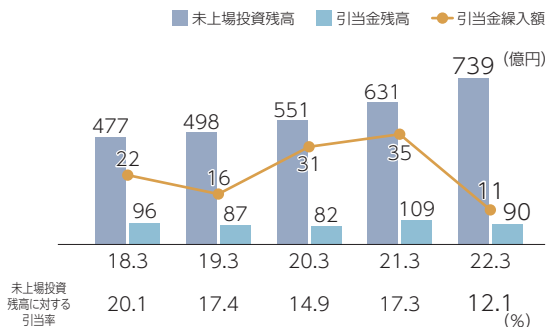


(注) その他の投資先関連収入、強制評価損を含む。

③ 投資損失引当金の状況

厳選集中投資により、ポートフォリオの入れ替えを図り、経営関与を高めたことで、引当金残高、引当率の減少が続いてきました。前期まで新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり増加した引当金繰入額は、この影響が限定的となった当事業年度においては11億円（前期35億円）と大幅に減少しました。引当金残高も、新規の引当繰入れの減少、SV3ファンドの清算も含め引当先の売却が進んだことにより90億円（前期109億円）と減少しています。投資の進捗と引当金繰入額の減少により引当率も12.1%（前期17.3%）と極めて低い水準となりました。しかしながら、前述の経営環境の変化が未上場市場に与える影響は注視しており、今後も予断を許さない状況にあります。今後投資先の業績や資金調達に影響が生じた場合、引当金が増加する可能性があります。

投資損失引当金繰入額と残高推移（当社持分のみ）



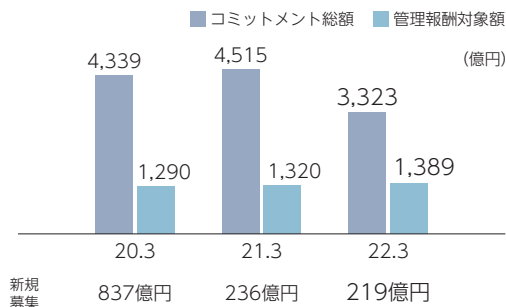
(注) 他社ファンドへの出資は除く。

④ ファンドコミットメント総額の推移

当事業年度は、アジアで設立したファンドを最終クローズしました。延長中であったSV3ファンドは、2021年12月をもって終了したため、コミットメント総額は3,323億円（前期4,515億円）と減少しています。そのうち、管理報酬対象額(当社出資分、延長中のファンド及び連結対象外である米国のIconファンドを除く。)は、アジア新ファンド設立に伴い、1,389億円と微増しています。

なお、SV6ファンドは投資が進捗し、2023年3月期中に新規投資組み入れを完了する予定です。そのため、現在新ファンドの設立を計画しています。

ファンドコミットメント総額の推移

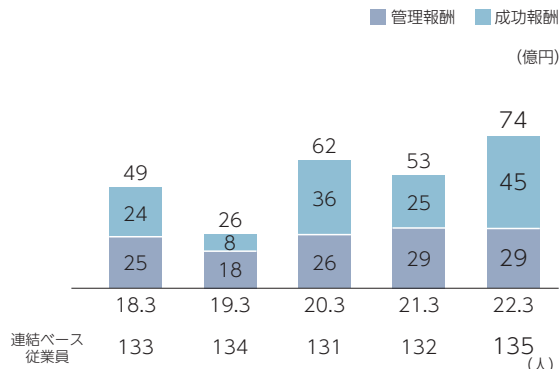


(注) 管理報酬対象額は、当社出資分、延長中、Iconファンドを除く。

⑤ ファンド管理収入

ファンドの運用会社として、基礎収入である管理報酬で販管費を賄えない状態が続いています。しかしながら、ファンドサイズの急速な拡大は、ファンドパフォーマンスの劣化を招く懸念があります。今後のファンド規模については、厳選集中投資を堅持しつつ、有望投資対象マーケットの拡大に歩調を合わせていきます。SV3ファンドからの成功報酬に加えて、SV4ファンド、JATF6ファンド等といった出資者への分配額がファンド総額を超えたファンドからの成功報酬が継続的に発生しています。

管理報酬及び成功報酬（当社持分のみ）

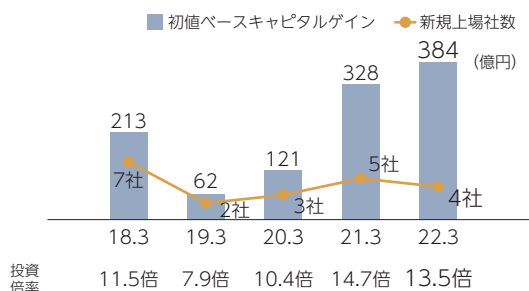


(注) 連結範囲の変更に伴い、各数値には米国子会社（JAV）を含まず。

⑥新規上場（IPO）の状況

当事業年度の国内のIPOは4社となりました。IPO時の初値投資倍率は13.5倍となっています。

国内IPO実績（ファンド含む）



厳選集中投資を継続し、新規投資の社数を絞ってきました。その一方で、投資先における保有シェアを高めたことにより、M&Aやトレードセールも増加し、EXITの多様化が進んでいます。今後もIPO社数を追うことなく、一社当たりのキャピタルゲインの最大化を目指します。

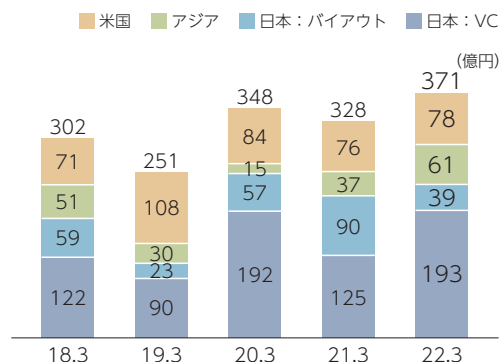
（ご参考）当事業年度の投資先新規上場会社

	ビジョナル HR Techプラットフォーム、HR SaaS、事業承継M&A、SaaSマーケティング、サイバーセキュリティ、物流DXプラットフォーム等	上場日：2021年4月22日 市場：マザーズ(現 グロース) 所在地：東京都
	ワンダープラネット エンターテインメントサービス事業	上場日：2021年6月10日 市場：マザーズ(現 グロース) 所在地：愛知県
	Photosynth Akerun入室管理システム等のクラウド型IoTサービスの開発・提供	上場日：2021年11月5日 市場：マザーズ(現 グロース) 所在地：東京都
	Finatextホールディングス 次世代ウェルス・マネジメント・サービスの開発、提供	上場日：2021年12月22日 市場：マザーズ(現 グロース) 所在地：東京都
	PLAYSTUDIOS オンラインゲーム開発・提供	上場日：2021年6月22日 市場：NASDAQ 所在地：米国
	Confluent イベントストーリーミングプラットフォームの提供	上場日：2021年6月24日 市場：NASDAQ 所在地：米国

⑦投資実行

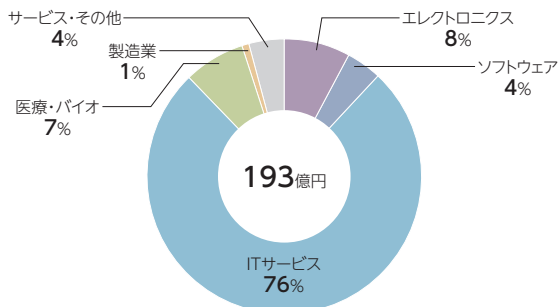
各年度により、地域ごとの投資実行額は変動します。当事業年度のグローバルベースの投資実行額は371億円となりました。特に国内ベンチャー投資は、投資先の資金調達も増加、追加投資も含め、前期を上回るハイペースで投資が進捗しました。

投資実行額推移（ファンド含む）



当事業年度の国内ベンチャー投資における業種分類では、引き続きインターネットスペースの投資先が大半となっています。IT関連の投資先の比率が高まっていますが、ITサービスの中には、最新のテクノロジーにより様々な既存産業のビジネスモデルを変えていくようなスタートアップが数多く含まれています。

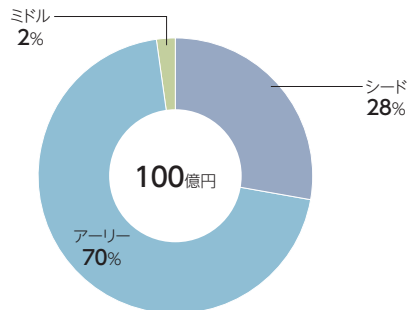
国内業種別投資実行(新規+追加投資、ファンド含む)



(注) 海外のライフサイエンス投資（日本のベンチャー投資部門が担当）及びバイアウト投資は除く。

また、新規投資のステージでは、創業期のシードや、事業の立ち上げ時期のアーリーステージがほとんどです。その大半がインターネットスペースにあります。事業の立ち上げ方次第で、スタートアップの変化率は非常に高いものになります。一方で、競合先も多く立ち上げの遅れが致命傷になりかねません。当社は、投資先の「CO-FOUNDER」として、事業の構想段階から関わり、起業家とともに事業の成長に踏み込んでいきます。

国内ステージ別投資実行(新規投資：ファンド含む)

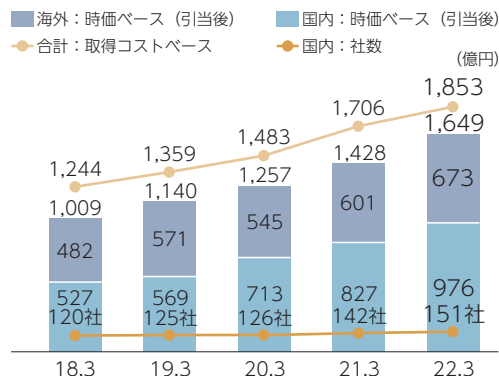


(注) 海外のライフサイエンス投資（日本のベンチャー投資部門が担当）及びバイアウト投資は除く。

⑧未上場投資の運用総額の推移

分散投資から厳選集中投資へと投資方針を変更したことで、ポートフォリオの入れ替えが進展し、一社当たりの投資額が増加したため、取得コストベース、時価ベースともに未上場投資残高の運用総額の増加が継続しています。

運用資産の推移(未上場投資残高、ファンド含む)

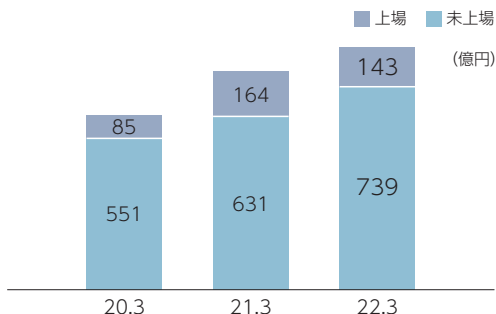


(注) 為替レートは、全期間について1USドル= 122.39円を適用

⑨投資残高と含み益

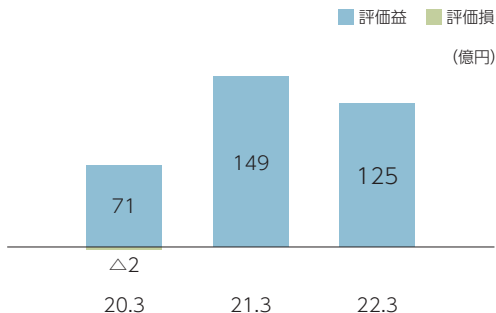
新規投資、追加投資ともに堅調に積み上がったことにより、ファンド投資を通じた投資残高における当社の持分も増加しています。また、当事業年度は国内4社、海外2社のIPOがあり、その保有株の一部は売却を進めています。

営業投資有価証券残高（当社持分のみ）



上場した投資先の含み益は125億円となっています。投資先上場株式の売却や一部株式の株価下落等により前事業年度より23億円減少しています。今後の売却により実現キャピタルゲインにつながっていきます。

上場営業投資有価証券の含み益（当社持分のみ）

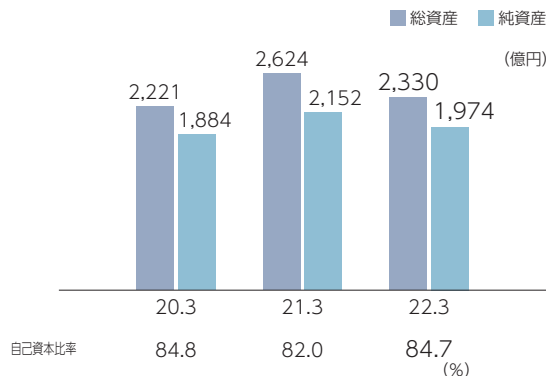


⑩資産の状況

投資先の大半は未上場企業であり、時価もなく流動性が極めて限定されます。従って、どのような環境にあっても、継続して投資を行うための強い財務基盤が求められます。当事業年度は、純資産額は1,974億円、自己資本比率は84.7%となっています。バランスシートには、ファンドへの出資分を含め526億円の現預金等があります。

前事業年度に策定した後述の「今後の株主還元についての方針」に基づき、今後の出資分や次期ファンドへの出資予定分など、いかなる状況においても継続出資していくために必要な資金を引き続き確保しつつ、必要金額を一定程度超過する部分については株主還元を検討します。引き続き投資方針を堅持した積極的な投資と、株主還元継続の両立を目指していきます。

総資産額及び純資産額の推移（当社持分のみ）



(3) 株主還元についての方針

当社は、投資事業の永続に必要な自己資本の充実と、継続的な株主還元のバランスを図っていきます。今後の株主還元についての方針は、本ページ下段に記載のとおりです。

この方針に基づき、前事業年度に決議した総数700万株、総額350億円を上限とする自己株式の取得を当事業年度にかけて実施し、最終的に累計で4,766,600株、約350億円を取得しました。また、5,580,000株の自己株式を消却しました。（株数はいずれも2022年2月の株式分割前）

さらに、当事業年度において、総数250万株（2022年2月の株式分割を踏まえて750万株に変更）、総額150億円を上限とする自己株式の取得を決議し、当事業年度末までに7,207,600株、約146億円を取得しました。

配当金については、1株当たり株主資本の期首期末の平均値の3%を、1株当たり配当金の目途としています。当事業年度の配当金は、1株当たり51円（前期138円、株式分割前）をお支払いします。

配当金の推移

期	17.3	18.3	19.3	20.3	21.3	22.3
1株当たり配当金	100円	107円	112円	118円	138円	51円(注)
配当性向	40.1%	15.6%	34.1%	30.8%	11.0%	26.5%

(注)当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を実施しております。そのため、2022年3月期は当該株式分割後の、また2021年3月期までは当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

今後の株主還元についての方針

(2021年2月10日公表)

●当社における自己資金と自己資本について

当社の事業は、未上場企業へ投資を行うファンドの運用であり、当社自身も自己資金をファンド総額の4割程度出資しています。外部出資者から得られるファンドの出資金は、ファンド募集時の経済環境、株式市況、当社ファンドのパフォーマンスに大きく左右されます。当社は、豊富な自己資金によって、継続安定的にファンドを組成してまいりました。また、当社が純投資目的で保有する、株式会社野村総合研究所（以下、「NRI」）株式は、流動性の高い将来の投資のための資産と位置づけ、継続して保有してまいりました。

一定規模以上の自己資金と自己資本の水準を保持することが、リスクマネーの供給という社会的使命を果たし、当社事業の永続性を高めることにつながります。そして、当社が掲げる「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」というミッションの実現、ひいては企業価値向上にも資するものと考えています。

●将来のために必要な投資資金及び今後の株主還元の考え方

今後も、いかなる環境においても投資を継続できる財務基盤を維持していくため、現預金とNRI株式は一体として将来の投資資金と位置付けてまいります。将来の投資のために必要となる資金は、現在運用中のファンドに対し今後払込が必要な金額（ファンド未払込金額）や次期ファンドへの当社出資分に加え、将来のファンドサイズ拡大、その他の投資機会や不測の事態への備えとして、現状では1200億円程度と考えています。現預金とNRI株式の時価評価額（税引後）の合計額がこれを一定程度超えることとなった場合には、自己株式の取得を検討することとします。

この場合、株価が1株当たり純資産を下回るときは、より積極的に検討します。また、自己株式を取得した場合には、保有する自己株式が発行済株式数の3%となるよう適宜消却していくことを予定しています。

また、配当金につきましては、2017年3月8日に開示した基本方針（1株当たり株主資本の期首期末の平均値の3%を目途とする。）を継続いたします。

(4) 対処すべき課題

これまで述べたとおり、当社が現在取り組んでいる主要な課題は以下の5つであります。

① 厳選集中投資と経営関与により新事業を創出

2022年4月以降の新しい役員等の体制でも、これまでの厳選集中投資という方針に変更はありません。新事業を創造するために、ポテンシャルの高い投資対象を絞り込み、大胆に投資を行います。投資先に対し影響力のあるシェアを確保し、投資先の経営に深く関与することで、企業の成長を促進します。

② 良質なポートフォリオの積み上げとファンドパフォーマンスの持続的向上

当社は、グロス倍率（売却金額(未売却投資先の評価金額を含む)÷投資金額) 2.5倍以上、ネット倍率（(分配金累計額+純資産額)÷払込済出資金額) 2.0倍以上をファンドパフォーマンスの具体的な目標としています。今後も魅力的な会社への投資を行うことで、ファンドパフォーマンスの持続的向上を目指します。

③ 次期基幹ファンドの募集

現在組み入れ中のSV6ファンドに続く、次期基幹ファンドを2023年3月期に募集することを計画しています。

④ 多様な人材の採用と育成

新卒採用に加え、中途採用も積極的に行い、多様な人材が活躍できる組織づくりを進めています。加えて、起業家のいちばん近くで事業の構想段階から経営に関与していく人材の育成に取り組んでいます。

⑤ 自己資本の充実と株主還元のバランスを重視

2021年2月に公表した「今後の株主還元についての方針」に則り、事業環境や当社の財務状況の変化に応じて自己資本の充実と株主還元のバランスを図っていきます。

また、「CO-FOUNDER」というアイデンティティーを確立し、「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」というミッションの実現に向けて、下記に掲げる五つの姿勢を堅持していきます。

■ 経験知を受け継ぎ成功を再現する

■ 次世代を追求し事業をつくりだす

■ グローバルに展開しローカルに集中する

■ 起業家と真摯に企業価値を高める

■ 先駆者として規律と透明性を守り抜く

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第47期	第48期	第49期	第50期
	自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日
売 上 高 (百万円)	25,878	29,855	21,512	27,677
経 常 利 益 (百万円)	13,410	17,045	11,707	18,360
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,162	11,839	38,504	15,080
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	109.52	127.59	416.48	192.50
総 資 産 (百万円)	184,213	222,059	262,383	233,024
純 資 産 (百万円)	163,215	188,366	215,237	197,390
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,758.93	2,030.00	2,438.71	2,769.16

(注) 1. 当社グループが管理運営するファンドについては、当該ファンドの資産、負債及び収益、費用を当社グループの出資持分割合に応じて計上しております。

2. 当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd	15百万 シンガポールドル	100.0	ファンド運用業務
JAFCO Investment (Hong Kong) Ltd	6.5百万 米ドル	100.0 (100.0)	ファンド運用業務
JAFCO Asia (Shanghai) Equity Investment Management Co., Ltd	1.5百万 米ドル	100.0 (100.0)	ファンド運用業務
JAFCO Taiwan Capital Management Consulting Corp.	15百万 台湾ドル	100.0 (100.0)	ファンド運用業務

(注) 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有の議決権比率であります。

(7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)**①当社**

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
西日本支社	大阪市中央区

(注) 2021年9月1日付で中部支社、関西支社及び九州支社を西日本支社として統合いたしました。

②子会社 (主要な営業所)

名 称	所 在 地
JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd (その子会社を含む)	シンガポール 台湾 (台北) 中国 (北京、上海)
JAFCO America Ventures Inc.	アメリカ カリフォルニア州

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**①当社グループの使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減
135名	3名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	5名増	44才0ヶ月	16年3ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であります。

(9) 資金調達の状況

当事業年度においては、新たな長期借入100百万円を行う一方、期日到来返済を行った結果、1年以内返済分を含めた長期借入金残高は183百万円（前事業年度末115百万円）となりました。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

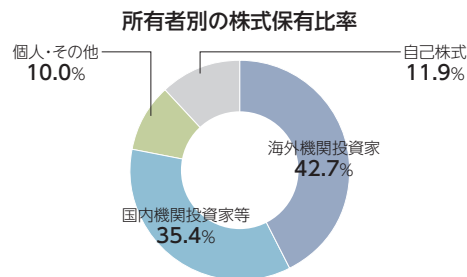
(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
日本生命保険相互会社	100
株式会社りそな銀行	83

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 240,000,000株
②発行済株式の総数 80,910,000株
③株主数 5,493名
④大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,834	18.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,344	6.1
光通信株式会社	4,050	5.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,260	4.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,285	3.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,249	1.8
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,220	1.7
日本生命保険相互会社	1,158	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,089	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	995	1.4

- (注) 1. 当社は自己株式を9,628千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

●株式の分割

当社は、2021年12月8日開催の取締役会において、2022年2月1日付で普通株式1株を3株に分割するとともに、会社法第184条第2項の規定に基づき同日付で当社定款に定める発行可能株式総数を変更することを決議しました。これにより、発行可能株式総数は240,000,000株に、また発行済株式総数は80,910,000株になりました。

●自己株式の取得及び消却

1. 当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について次のとおり決議しました。

- ・取得対象株式の種類及び総数 当社普通株式 700万株（上限）
- ・取得価額の総額 350億円（上限）
- ・取得期間 2021年2月12日～2022年2月11日
（ただし、当社の各四半期末日の最終5営業日及び各四半期決算発表日が属する月の翌月初日から5営業日の間は取得を行わない。）
- ・取得方法 信託方式による市場買付

上記取締役会決議に基づき、累計で4,766,600株、34,999百万円の自己株式を取得しました。

2. 当社は、2021年10月22日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について次のとおり決議しました。

- ・取得対象株式の種類及び総数 当社普通株式 250万株（上限）(*1)
- ・取得価額の総額 150億円（上限）
- ・取得期間 2021年10月25日～2022年6月23日
（ただし、当社の各四半期末日の最終5営業日及び各四半期決算発表日が属する月の翌月初日から5営業日の間は取得を行わない。）
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

(*1) 2022年2月1日付で普通株式1株を3株に分割したことに伴い、取得する株式の総数を750万株（上限）に変更しております。（2021年12月8日開催の取締役会決議による。）

上記取締役会決議に基づき、2022年3月31日までに累計で7,207,600株（2022年2月1日付の株式分割反映後）、14,615百万円の自己株式を取得しました。

3. 当社は、当事業年度において、会社法第178条の規定に基づき次のとおり保有する自己株式の一部を消却しました。

取締役会決議日	消却日	消却前の発行済株式総数	消却株式数	消却前の発行済株式総数に対する割合
2021年4月21日	2021年5月7日	32,550,000株	2,250,000株	6.9%
2021年6月16日	2021年6月29日	30,300,000株	3,330,000株	11.0%

※なお、2022年4月1日以降の自己株式の取得及び消却については、「第50回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」のうち連結計算書類の連結注記表「11.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

(2) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	豊 貴 伸 一	
常務取締役	渋 澤 祥 行	JAFCO America Ventures Inc. President & CEO JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd President & CEO ビジネスディベロップメント担当
取締役	三 好 啓 介	投資担当、パートナー
取締役 (常勤監査等委員)	田 村 茂	
取締役 (監査等委員)	田 波 耕 治	外立総合法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	秋 葉 賢 一	早稲田大学大学院会計研究科 教授 三井住友海上火災保険(株) 社外監査役
取締役 (監査等委員)	梶 原 慶 枝	

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)田村 茂、取締役(監査等委員)田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役(常勤監査等委員)田村 茂、取締役(監査等委員)田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)秋葉賢一は、公認会計士の資格を有しており、大学等における会計分野に関する研究及び教授等を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役(監査等委員)梶原慶枝は、過去上場企業及び未上場企業の経理財務部門での長年にわたる業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役及び使用人から業務執行に係る情報を適時収集するとともに、社内の重要な会議に出席し、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、田村 茂を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 常務取締役渋澤祥行は2022年3月31日付で辞任により退任いたしました。なお、渋澤祥行は退任後も引き続き当社子会社JAFCO Investment (Asia Pacific) LtdのPresident & CEOとして同社のオペレーションを統括いたします。
6. 2022年4月1日付で次のとおり地位及び担当の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
豊 貴 伸 一	取締役会長	取締役社長 (代表取締役)
三 好 啓 介	取締役社長 (代表取締役) 投資担当、パートナー	取締役 投資担当、パートナー

(ご参考)

当社では、執行役員制度を設けております。2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	松田 宏明	管理担当
執行役員	松本 季子	ファンド運用担当、管理担当

当社は、投資業務及び当社が運用するファンドの運営業務等を執行するパートナーを選任しています。2022年3月31日現在の取締役を兼務しないパートナーは次のとおりであります。

地位	氏名	担当
パートナー	佐藤 直樹	西日本支社担当、ビジネスディベロップメント担当
パートナー	南黒 沢 晃	事業投資担当
パートナー	藤井 淳史	ベンチャー投資担当
パートナー	井坂 省三	ベンチャー投資担当
パートナー	北澤 知丈	ベンチャー投資担当

②取締役等の報酬等

●取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要

当社は、取締役、執行役員及びパートナー（以下「取締役等」といいます。）の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」を決定しています。

(基本的な考え方)

- ・当社のミッションである「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」の実現に向けた優秀な人材の確保・維持と動機付けに資する金額水準や設計であること。
- ・短期業績に加え、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること。
- ・未上場企業への投資ファンドを運用する投資会社という特性を踏まえ、業務を執行する取締役等の報酬には当社ファンドの運用成果も反映させること。
- ・ステークホルダーの信頼を得られるよう、透明性のある、公正かつ合理的な設計であり、透明性のある適切なプロセスで決定されること。

・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みがあること。

(取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬)

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の額は、2015年6月16日開催の第43回定時株主総会において年額600百万円以内と決議されております。

(注) 当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。その水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・バイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額及び運用結果としての会社業績を反映させ、優秀な人材を確保するのにふさわしいものになります。

(取締役の報酬の概要)

基本報酬 (固定)	毎月支払う定額の金銭報酬であり、役職ごとの役割の大きさや責任範囲及び在職年数等により決定します。
基本報酬 (業績連動)	毎月支払う金銭報酬であり、短期業績を反映し、直前期の利益水準 (キャピタルゲイン、投資損失引当金繰入額 (純額)、経常利益など) 及びその内容を過去の実績と比較したうえで、原則として年1回、取締役会において5段階評価で決定いたします。基本報酬のうち業績に連動する部分の標準的な割合は概ね20%であり、当該部分が上記5段階評価により±30%の範囲で変動します。
臨時報酬 (業績連動)	経常利益及び基礎収支 (管理報酬から販管費を差し引いた額) のほか、含み益、中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況ならびにファンド総額を前年と比較し、役職ごとの報酬水準の対前年比増減率を取締役会で決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責及び貢献度等も踏まえて取締役会で決定し、年1回支払います。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

取締役の金銭報酬のうち業績連動部分 (基本報酬の業績連動部分及び臨時報酬の合計額) が当該取締役の報酬総額に占める標準的な割合は概ね半数程度です。

(監査等委員である取締役の報酬)

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月16日開催の第43回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。

(注) 当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。

当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

(執行役員及びパートナーの報酬)

執行役員及びパートナーの報酬は、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬と同様に、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。執行役員及びパートナーの報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。臨時報酬は当社業績及びファンドパフォーマンスを勘案し、貢献度等も踏まえて金額を決定します。

●当事業年度に係る取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め審議を行い、その上で取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

● 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬 (固定)	基本報酬 (業績連動)	臨時報酬 (業績連動)
取締役 (監査等委員を除く。)	3	183	70	20	92
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	75 (75)	75 (75)	—	—
合計 (うち社外取締役)	7 (4)	259 (75)	146 (75)	20 (—)	92 (—)

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) に対して基本報酬の一部を業績連動報酬として支給しております。

当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、上記記載の「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績を反映させるためであります。

当該報酬のうち、2021年4月から6月に支給された報酬額5百万円は2020年3月期の業績指標を踏まえ、また2021年7月以降に支給された報酬額15百万円は2021年3月期の業績指標を踏まえ、それぞれ取締役会において決定しました。2020年3月期の主な業績指標の実績はキャピタルゲイン15,359百万円、投資損失引当金繰入額 (純額) △514百万円、経常利益17,045百万円、また2021年3月期はキャピタルゲイン11,260百万円、投資損失引当金繰入額 (純額) 2,679百万円、経常利益11,707百万円であり、これらを踏まえた評価はどちらも5段階のうち3番目 (基準額) としました。

2. 取締役 (監査等委員を除く。) に対して臨時報酬を業績連動報酬として支給しております。

当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、上記記載の「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績に加え、中長期的に当社の業績と連動するファンドパフォーマンスを反映させるためであります。

当事業年度にかかる当該報酬額は、当事業年度の業績指標を踏まえて取締役会において決定しました。当該業績指標の実績は、ファンドパフォーマンスの状況の指標としてのファンドリターン倍率は前事業年度比4.7%増、ファンド総額は前事業年度末比増減なし、経常利益は前事業年度比6,652百万円増、基礎収支は前事業年度比363百万円増、含み益は前事業年度比2,340百万円減であり、これらを踏まえ役職ごとの当該報酬水準を前事業年度比10%増としました。

3. 基本報酬 (固定) の一部には、役員持株会加入促進加算金が含まれております。支給額は取締役 (監査等委員を除く。) に対して1百万円、取締役 (監査等委員) に対して2百万円 (うち社外取締役に対して2百万円) 、合計で3百万円です。

4. 上記の報酬額には、主要な連結子会社の役員としての取締役 (監査等委員を除く。) への報酬額36百万円及びファンドの運用成果に対する関係者への配分のうち取締役 (監査等委員を除く。) への支給分2百万円は含まれておりません。

③責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、定款第28条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である各取締役とも法令が規定する額としております。

④補償契約の内容の概要

当社は取締役豊貴伸一、渋澤祥行、三好啓介、取締役（常勤監査等委員）田村茂、取締役（監査等委員）田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員（自身に関する契約を除く。）が賛成することを条件としております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社（当該子会社において独自に保険契約を締結している会社の一部等を除く。）の取締役、執行役員及び重要な使用人ならびに未上場の国内投資先へ役員派遣されている当社役職員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

⑥社外役員に関する事項

●取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
取締役(常勤監査等委員) 田村茂	13回/13回	14回/14回
取締役(監査等委員) 田波耕治	13回/13回	14回/14回
取締役(監査等委員) 秋葉賢一	13回/13回	14回/14回
取締役(監査等委員) 梶原慶枝	13回/13回	14回/14回

●主な活動状況

- ・取締役（常勤監査等委員）田村茂は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、経営者としての他社での豊富な経験と知見のもと、独立の立場から意見を述べております。また、常勤の監査等委員として、投資委員会その他社内での重要な会議に出席するとともに、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。
- ・取締役（監査等委員）田波耕治は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、財政・金融・税務や法務における高い見識や専門性のもと、独立の立場から、当社の経営上の重要な意思決定や業務執行の監督において、有用な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、積極的に意見を述べております。
- ・取締役（監査等委員）秋葉賢一は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、会計分野の専門家として、独立の立場から、当社の経営上の重要な意思

決定や業務執行の監督において、有用な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、積極的に意見を述べております。

- ・取締役（監査等委員）梶原慶枝は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、長年にわたる経理、経営企画業務の経験及び経営幹部としての他社での豊富な経験と知見のもと、独立の立場から当社の経営上の重要な意思決定や業務執行の監督において、有用な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、積極的に意見を述べております。

●重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）秋葉賢一は、三井住友海上火災保険株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間には保険取引がありますが、取引額は少額であり、重要な事項はありません。
- ・上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1)本人が、現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。
- (2)本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - ①当社の業務執行者が役員に就任している、または過去3年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1）

- ②当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
 - ③当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - ④当社の主要な借入先（*2）の業務執行者
 - ⑤当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者
 - ⑥当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者
 - ⑦法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者
 - ⑧一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
- (3)本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く。）に該当しないこと。
- ①現在または過去3年間に於ける当社グループの業務執行者
 - ②現在、上記(2)①～⑧に該当する者

(注)

- *1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。
- *2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- *3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。
- *4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

(3) 会計監査人の状況

①名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性等を確認し検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し同意いたしました。

③当社の会計監査人以外の監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいず

れかに該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

上記に加え、当社は、会計監査人との緊張感ある関係を維持する観点から、定期的にその見直しを検討いたします。

(4) コーポレート・ガバナンスの体制

①基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その充実に継続的に取り組んでおります。

- ・ステークホルダーとの関係を尊重すること
- ・意思決定の透明性・公正性を確保すること
- ・適正な監督体制を構築すること
- ・効率的でスピード感を持った業務運営体制を構築すること

②基本方針

コーポレート・ガバナンスの具体的な取り組みをまとめた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.jafco.co.jp/company/governance/>

③体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会が、重要な業務執行の決定及び取締役の業務執行の監査・監督を行っております。

(取締役会)

取締役会は、独立社外取締役4名、社内取締役3名の計7名で構成されており(2022年3月31日時点。なお同年4月1日以降の社内取締役は2名です。)、独立社外取締役が過半数となっています。議長は取締役社長であります。

取締役会は、経営上の重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っております。独立社外取締役は、客観的・中立的な立場より経営の監督を行っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、独立社外取締役4名で構成されています。現在、委員長には常勤監査等委員が選定されています。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行っております。

なお、社外取締役の独立性を保つため、当社は独自に「社外取締役の独立性に関する基準」を定めており、本基準を満たす独立社外取締役を選任しています。

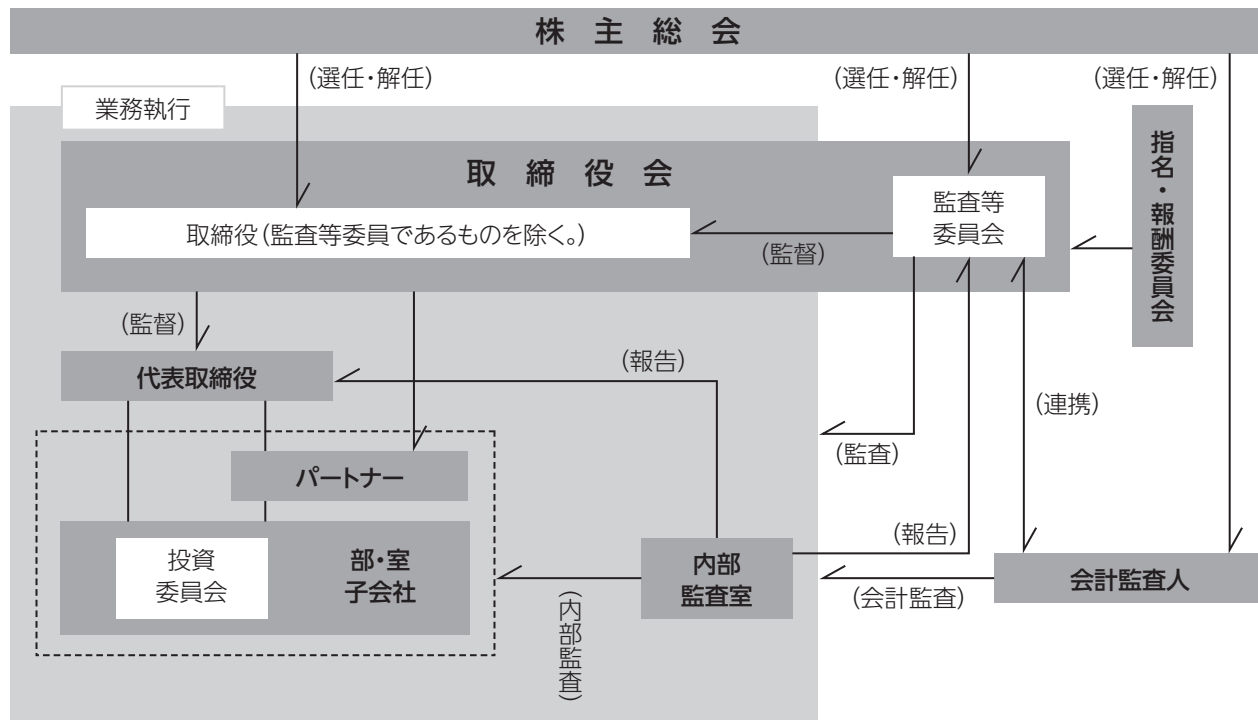
(指名・報酬委員会)

指名・報酬委員会は、独立社外取締役4名及び取締役社長で構成され、委員長は独立社外取締役である委員から選定します。役員の指名・報酬に係る透明性、客観性を高める観点から、取締役、執行役員、パートナー及び主要子会社の代表者の指名・報酬に係る重要な事項の決定にあたり、その内容をあらかじめ指名・報酬委員会にて審議します。取締役会は、その審議内容を踏まえたうえで当該指名・報酬について議論を行い、決定します。

(投資委員会)

投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長やパートナー等で構成される投資委員会にて行っております。投資委員会には、監査等委員である取締役も随時参加しています。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



④取締役会の実効性評価

2021年度の実効性に関する評価結果の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は実効性評価を年1回実施しております。今年度も全取締役を対象に、取締役会の構成、運営、役割、責務等の項目につき、質問票によるアンケート及びヒアリングを実施、これをもとに取締役会において審議をいたしました。

当社の取締役会は、その過半数が独立社外取締役で構成され、業務執行の監督機能を強化していく為に適切な社内・社外のバランス、規模であると評価しています。

今年度は、2020年度の評価結果において課題としていた、取締役間での中長期的な視点からの議論を更に踏み込んで行ってまいりました。取締役会メンバーによる議論の機会を取締役会以外にも複数回設け、適宜

適切なタイミングで取締役相互の活発な意見交換や議論を行いました。

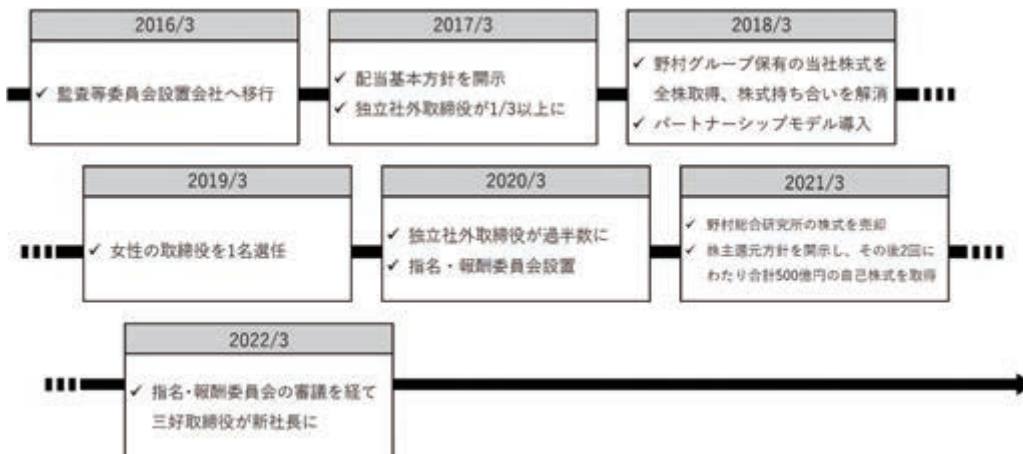
こうした議論を経て、株式報酬制度の導入の決定、昨年度に引き続き自己株式の取得及び消却の実施、そして2022年4月以降の当社取締役会の体制変更（代表取締役の異動及び取締役の員数変更）の決定をするなど、取締役会として、その実効性の観点から更なる進捗があったと評価しています。

今後の課題としては、上記変更後の新体制のもと、より一層、当社取締役会の実効性を高めていく必要があること、また、中長期的な視点で継続的に議論を深めていく必要があることを確認しました。

以上を踏まえた評価の結果、昨年度と比較し、総じて取締役会の実効性が高まっていると評価しています。今後も定期的な評価を実施し、さらなる取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

(ご参考) ガバナンスへの取り組み

ベンチャー・バイアウト投資というリスクの高い事業を営む当社にとって、経営のガバナンスを高め、公正で迅速な意思決定を行うことは非常に重要です。当社は毎年段階的にガバナンスの改善に取り組んでおり、「経営の独立性」や「株主還元と自己資本の充実の両立」、「パートナーシップモデルへの移行」といったテーマに取り組んできました。今後も引き続きガバナンスの改善を進めていきます。



連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期	科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	134,407	177,455	流動負債	4,563	20,351
現金及び預金	52,603	107,517	1年内返済予定の長期借入金	134	15
営業投資有価証券	88,180	79,547	未払法人税等	357	17,124
投資損失引当金	△8,969	△10,917	賞与引当金	313	257
その他	2,593	1,307	役員臨時報酬引当金	95	86
			その他	3,662	2,867
固定資産	98,616	84,928	固定負債	31,070	26,794
有形固定資産	316	370	長期借入金	49	100
建物	259	295	退職給付に係る負債	423	427
器具及び備品	57	75	繰延税金負債	30,518	26,148
			その他	79	119
無形固定資産	168	228	負債合計	35,633	47,145
ソフトウェア	168	228	純資産の部		
投資その他の資産	98,130	84,329	株主資本	122,368	150,813
投資有価証券	97,251	83,578	資本金	33,251	33,251
長期貸付金	208	162	資本剰余金	32,806	32,806
繰延税金資産	279	193	利益剰余金	76,579	102,497
その他	390	394	自己株式	△20,268	△17,741
			その他の包括利益累計額	75,022	64,424
			その他有価証券評価差額金	73,645	63,688
			為替換算調整勘定	1,376	735
資産合計	233,024	262,383	純資産合計	197,390	215,237
			負債・純資産合計	233,024	262,383

(注) 1. 連結貸借対照表での「前期」は2021年3月31日現在の状況です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	27,677	21,512
営業投資有価証券売上高	20,257	16,164
投資事業組合管理収入	7,410	5,340
その他の売上高	9	6
売上原価	8,752	5,699
営業投資有価証券売上原価	7,619	4,903
その他の原価	1,133	795
売上総利益	18,924	15,812
投資損失引当金繰入額(△戻入額)	△1,985	2,679
部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損(△戻入益)	—	△150
差引売上総利益	20,909	13,284
販売費及び一般管理費	4,033	4,319
営業利益	16,876	8,964
営業外収益	1,581	2,761
受取利息	45	69
受取配当金	990	1,409
為替差益	186	354
他社ファンド運用益	342	907
雑収入	15	21
営業外費用	97	18
支払利息	0	1
出資先への負担金	12	11
自己株式取得費用	81	5
雑損失	3	0
経常利益	18,360	11,707
特別利益	186	44,764
投資有価証券売却益	186	44,764
特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	18,547	56,471
法人税、住民税及び事業税	3,589	18,076
法人税等調整額	△121	△108
当期純利益	15,080	38,504
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	15,080	38,504

(注) 1. 連結損益計算書の「前期」は2020年4月1日から2021年3月31日までの状況です。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	33,251	32,806	102,497	△17,741	150,813
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,059		△4,059
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,080		15,080
自己株式の取得				△39,464	△39,464
自己株式の消却			△36,938	36,938	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△25,917	△2,526	△28,444
2022年3月31日 残高	33,251	32,806	76,579	△20,268	122,368

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計	
2021年4月1日 残高	63,688	735	64,424	215,237
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△4,059
親会社株主に帰属する 当期純利益				15,080
自己株式の取得				△39,464
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	9,957	640	10,598	10,598
連結会計年度中の変動額合計	9,957	640	10,598	△17,846
2022年3月31日 残高	73,645	1,376	75,022	197,390

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考) 前 期	科 目	当 期	(ご参考) 前 期
資産の部			負債の部		
流動資産	124,952	169,459	流動負債	1,885	18,681
現金及び預金	44,847	101,239	1年内返済予定の長期借入金	134	15
営業投資有価証券	86,171	77,459	未払金	643	545
投資損失引当金	△8,572	△10,477	未払法人税等	71	16,977
未収収益	448	261	預り金	63	23
未収入金	707	583	賞与引当金	255	206
その他	1,348	392	役員臨時報酬引当金	95	86
			その他	622	825
固定資産	100,575	87,001	固定負債	31,083	26,636
有形固定資産	172	198	長期借入金	49	100
建物	126	138	繰延税金負債	30,569	26,067
器具及び備品	45	59	退職給付引当金	423	427
無形固定資産	168	228	その他	42	42
ソフトウェア	168	228	負債合計	32,969	45,317
投資その他の資産	100,234	86,575	純資産の部		
投資有価証券	96,920	83,302	株主資本	118,969	147,653
関係会社株式	2,731	2,731	資本金	33,251	33,251
その他	582	541	資本剰余金	32,806	32,806
資産合計	225,528	256,461	資本準備金	32,806	32,806
			利益剰余金	73,180	99,338
			利益準備金	1,435	1,435
			その他利益剰余金	71,745	97,902
			繰越利益剰余金	71,745	97,902
			自己株式	△20,268	△17,741
			評価・換算差額等	73,588	63,489
			その他有価証券評価差額金	73,588	63,489
			純資産合計	192,558	211,143
			負債・純資産合計	225,528	256,461

(注) 1. 貸借対照表での「前期」は2021年3月31日現在の状況です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考) 前 期
売上高	26,589	20,407
営業投資有価証券売上高	19,990	15,731
投資事業組合管理収入	6,523	4,661
その他の売上高	74	14
売上原価	8,601	5,922
営業投資有価証券売上原価	7,265	4,998
その他の原価	1,336	923
売上総利益	17,988	14,485
投資損失引当金繰入額(△戻入額)	△1,905	2,599
部分純資産直入法に基づく営業 投資有価証券評価損(△戻入益)	—	△135
差引売上総利益	19,893	12,022
販売費及び一般管理費	3,350	3,704
営業利益	16,542	8,317
営業外収益	1,654	2,596
預金利息	27	40
有価証券利息配当金	1,158	1,409
為替差益	112	220
他社ファンド運用益	342	907
雑収入	13	19
営業外費用	97	18
支払利息	0	1
出資先への負担金	12	11
自己株式取得費用	81	5
雑損失	3	0
経常利益	18,099	10,896
特別利益	186	44,764
投資有価証券売却益	186	44,764
特別損失	—	—
税引前当期純利益	18,286	55,660
法人税、住民税及び事業税	3,401	17,939
法人税等調整額	44	△36
当期純利益	14,840	37,757

(注) 1. 損益計算書の「前期」は2020年4月1日から2021年3月31日までの状況です。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日 残高	33,251	32,806	32,806	1,435	97,902	99,338	△17,741	147,653
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△4,059	△4,059		△4,059
当 期 純 利 益					14,840	14,840		14,840
自 己 株 式 の 取 得							△39,464	△39,464
自 己 株 式 の 消 却					△36,938	△36,938	36,938	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△26,157	△26,157	△2,526	△28,684
2022年3月31日 残高	33,251	32,806	32,806	1,435	71,745	73,180	△20,268	118,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 残高	63,489	63,489	211,143
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△4,059
当 期 純 利 益			14,840
自 己 株 式 の 取 得			△39,464
自 己 株 式 の 消 却			－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	10,099	10,099	10,099
事業年度中の変動額合計	10,099	10,099	△18,585
2022年3月31日 残高	73,588	73,588	192,558

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

ジャフコ グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャフコ グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャフコ グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

ジャフコ グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャフコ グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

ジャフコ グループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役)	田 村 茂	Ⓜ
監査等委員 (社外取締役)	田 波 耕 治	Ⓜ
監査等委員 (社外取締役)	秋 葉 賢 一	Ⓜ
監査等委員 (社外取締役)	梶 原 慶 枝	Ⓜ

以 上

会社の概況

会社の概況 (2022年3月31日現在)

商号	ジャフコ グループ株式会社 (英文) JAFCO Group Co., Ltd.
	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1693号 加入協会/一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
設立年月日	1973年4月5日
資本金	332億5,167万3,571円
従業員数	135名(連結ベース)

グループネットワーク

国内

■本社

〒105-6324
東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー24階

■西日本支社

〒541-0047
大阪市中央区淡路町3-1-9 淡路町ダイビル3階

海外

JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd

(シンガポール、台北、北京、上海)

Icon Ventures (JAFCO America Ventures Inc.) (パロアルト)

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 Tel. 0120-232-711 (通話料無料)
上場金融商品取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 掲載URL: https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/notification/ (ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)

【ご注意】

- 株主様の住所変更、単元未満株式の買増、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている証券会社などにお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に登録された株式に関する各種手続きにつきましては、口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

[手続き書類のご請求方法]

○インターネットによるダウンロード
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

配当金のお支払いについて

当社は2022年5月12日開催の取締役会で、剰余金の配当をお支払いすることを決議いたしました。つきましては、2022年5月26日を支払開始日として、1株につき51円(税込み)の剰余金の配当をお支払いいたします。

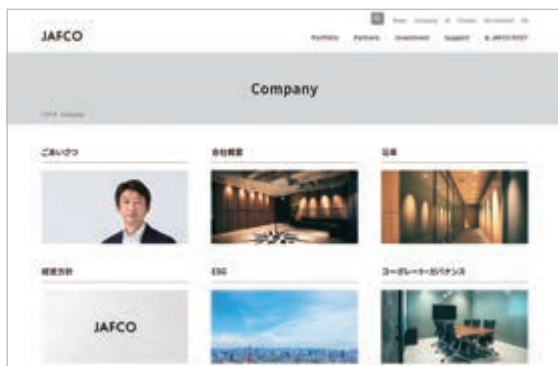
ご選択いただいた配当金のお受け取り方式に応じ、ご指定の銀行もしくはお取引の証券会社の口座をご確認いただくか、または同封の「期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行もしくは郵便局の貯金窓口においてお受け取りください。

コーポレートサイト・オウンドメディアのご紹介

最新のニュースリリースや株主・投資家向け情報はコーポレートサイトをご覧ください。

【& JAFCO POST】

当社は、起業家のいちばん近くで、その「志」の実現を支える存在でありたいという想いから、オウンドメディア「& JAFCO POST」を発信しています。すべての起業家及び起業を志す方のために、私たちにできることを考え、魅力的な情報をお届けしていきます。



当社コーポレートサイト
<https://www.jafco.co.jp/>



当社公式Facebookページ
<https://www.facebook.com/JAFCO.PR>



当社オウンドメディア「& JAFCO POST」
<https://www.jafco.co.jp/andjafco-post/>



当社公式Twitterアカウント
https://twitter.com/JAFCO_PR



トピックス

当社では、スタートアップ企業への投資後、投資先に対し事業支援やガバナンス構築支援など成長を支援する取り組みを行っています。この業務を推進する専任部署「ビジネスディベロップメント部」の当事業年度の活動をご紹介します。

●セミナー開催

投資先のセールス・マーケティング支援の一環として、コロナ禍においてもオンラインを活用し、多様なテーマでセミナーを多数実施しました。また、新規事業開発を推進する企業の経営企画・新規事業担当者向けセミナーを独自に企画、2021年12月の同ウェビナーは約2,000名が参加しました。投資先の業容拡大に繋げることができるよう大企業とのネットワークを強化しています。



●キャリアアカデミー/HRセミナー

キャリアアカデミーはスタートアップ企業における人材層の拡大に寄与する取り組みとして、2021年度（令和3年度）の経産省スタートアップ向け経営人材支援事業として採択され、専用サイトをオープン、スタートアップ企業への転職等をテーマとしたセミナーやキャリアイベント等の開催、情報発信を行いました。投資先のHR責任者を対象にJAFCO HRコミッティを創設、定期的にHRセミナーを実施しました。



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

会場

野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール 日本橋室町野村ビル(YUITO)

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 TEL:03-3277-0888(代表)



日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋

交通のご案内

- 東京メトロ **銀座線** **半蔵門線**
三越前駅 **A9出口(直結)**
- JR総武本線
新日本橋駅 **A9出口(直結)**
(駅地下道よりお越しいただけます。)
- JR各線
神田駅 南口(徒歩7分)

お願い

駐車場の用意はいたしておりませんので
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/>)にてお知らせいたします。当日ご来場いただく場合は、事前にご確認くださいませようお願いいたします。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。